

請願・陳情

◆請願書・陳情書

誰でも、町政についての要望や意見などを、請願・陳情の形で町議会に提出することができます。

町議会議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情と呼んでいます。

請願書を提出するときは、議員の紹介（1人以上）が必要です。

提出された請願書は、本会議と委員会で審議されます。その結果は、議会から請願者にお知らせするとともに、採択された請願は、必要に応じて町長や関係機関に送付します。

事情により紹介議員が得られない場合は、陳情書として提出してください。

陳情書については、その写しを全議員に配布して、その内容の周知を図りますが、本会議には上程いたしません。

なお、請願書の受付はいつでも行われますが、定例会開会日の約2週間前の議会運営委員会の前日までに提出いただきますと、その定例会に上程いたします。

請願書式例（陳情書はこの書式例を参考にしてください。）

		年 月 日	
甲良町議会議長		様	
		請願者住所	
		請 願 者	(印)
		【署名又は記名押印】	
		紹介議員 氏名	(印)
		【署名又は記名押印】	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する請願書			
1. 請願趣旨			
2. 請願事項			

[請願書の記載要領]

1. 縦書き・横書きいずれでもかまいませんが、日本語で書いてください。
2. 標題、趣旨、事項は、できるだけ簡潔に書いてください。
3. 提出年月日、請願者の住所（法人の場合は、その所在地）、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）を書き、署名又は記名押印してください。
4. 請願書には、紹介議員の署名又は記名押印してください。